

くくりわなで捕獲したエゾシカの
止めさし手法に関する指針（ガイドライン）

平成 31 年 3 月

目 次

1 はじめに	1
2 くくりわな	1
2-1 くくりわなとは	1
2-2 関係法令	2
2-3 くくりわな捕獲の手順	2
2-4 捕獲の際に配慮すべきこと	3
3 見回り	5
4 保定	6
4-1 装備	6
4-2 手順	6
5 止めさし	8
5-1. ナイフによる止めさし	8
5-2 電気による止めさし	11
6. 有効活用	16

参考資料

1 はじめに

道内におけるエゾシカの推定生息数は、北海道エゾシカ管理計画（以下「管理計画」という。）や道内の市町村の鳥獣被害防止計画に基づく様々な対策によって減少しており、農林業被害も減少傾向となるなど、一定の成果が見られるようになってきたが、依然として管理計画に掲げる目標水準は達成しておらず、引き続き捕獲を推進していく必要がある。一方、銃猟ハンターは高齢化等の理由により、近年減少傾向にあり、道では銃によらない捕獲手法としてわな（足くくりわな：以下、本ガイドライン内では「くくりわな」とする。）の活用を推進しているが、労力的、精神的負担の大きい「止めさし（P.8 参照）」作業が捕獲現場の課題となっている。

平成 29 年度に道内 175 市町村に対し、くくりわなでエゾシカを捕獲した際の止めさしに関する実態把握調査を行ったところ（平成 29 年度エゾシカわな捕獲技術等向上事業）、35 市町村が電気止めさし器を使用又は使用予定と回答があったが、電気止めさし器の使用にあたり「安全な取扱方法がわからない」「使い方に詳しい人がいない」など、安全性や使用方法について不安があるという回答が多い状況であった。

そのため、エゾシカをくくりわなで捕獲した際の止めさし、とりわけ電気による止めさしに係る安全な取扱方法や留意点等を整理し、ガイドラインを作成したものである。

2 くくりわな

2-1 くくりわなとは

エゾシカを捕獲するわなは、くくりわな、はこわな、囲いわなの3種類に大別される（表1）。

本ガイドラインのテーマであるくくりわな（図1）は、エゾシカの通り道など、個体が頻繁に利用する場所に浅い穴を掘って踏み板を置き、これを囲むようにワイヤーまたはロープで輪差を作って置くもので、エゾシカが踏み板を踏むとトリガーがはずれて輪を絞り、肢を縛って捕獲する方法である。他のわなと比べて運搬、設置が容易で費用も安価というメリットがある一方、エゾシカ以外の野生動物が誤認捕獲される可能性のあることや止めさしが必要であること、捕獲個体が暴れることによる個体のストレスや損傷が大きいというデメリットや、捕獲個体がヒグマなどの捕食者を誘引する可能性があるという危険性もある（P.5 参照）。

表1 わなの手法別実施条件

要件	わなの種類		
	くくりわな	はこわな	囲いわな
車両アクセス	わな資材搬入時は不要だが、捕獲個体の搬出時に必要。	わな資材の搬入及び捕獲個体の搬出時に車両が必要。	
設置作業人員	1人～	2、3人	2～10人程度
季節	餌による誘引の必要がないため、季節を問わない。	餌による誘引の必要があるため、冬が適期	
地形	急斜面以外	平坦地	
捕獲地の規模	広さに左右されない	5～10 m ² 程	5～600 m ² 程



図1 くくりわなの例

2-2 関係法令

エゾシカを含む鳥獣の捕獲の規制等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や同施行規則等で定められている。

エゾシカをくくりわなで捕獲する際の禁止事項等は次のとおり。

表2 くくりわな捕獲に係る禁止事項及び義務事項

項目	内容	根拠
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・輪の直径が12センチメートルを超えるもの ・締め付け防止金具が装着されていないもの ・よりもどしが装着されていないもの ・ワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるもの ・同時に31以上のわなを使用すること 	鳥獣保護管理法第12条第1項第3号及び同施行規則第10条第3項
義務事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製又はプラスチック製の標識に、住所、氏名等を、1字の大きさが縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載しなければならない。 	鳥獣保護管理法第9条第12項及び第62条第3項、施行規則第13条の9第11項及び第70条第2項
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・わなを設置する場所の土地所有者の承諾を得る ・1日1回以上は見回りを行う ・錯誤捕獲をした場合は放猟する 	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

2-3 くくりわな捕獲の手順

くくりわなによる捕獲手順は、次のとおり。本ガイドラインでは、①わな設置箇所の選定及び②わなの設置については割愛し、③見回りから⑤止めさしについてまとめるものとする。

- ① わな設置箇所の選定
- ② わな設置（捕獲開始）
- ③ 見回り（P.5 参照）
- ④ 保定（P.6 参照）
- ⑤ 止めさし（P.8 参照）

2-4 捕獲の際に配慮すべきこと

(1) 捕獲実施の周知

捕獲実施前に、土地所有者の承諾を得ること。

また、事故防止のため、わな設置箇所周辺に注意看板等を設置し、周辺住民に対し周知徹底が図られること。



図2 周知方法の例

(2) 捕獲作業時の安全確保

捕獲作業時は、目立つ色の服装で、人が来たら声などを発して存在を示す、のぼりやコーンを設置する、車両を目立つ位置に停め「発砲禁止」と明記するなど、安全確保を心がけること。

また、くくりわなを設置する際には、捕獲後の作業（保定、止めさし、運搬）も見据え、急斜面等作業のしづらい場所を避けること。捕獲個体に近づく際は、捕獲個体の可動範囲（ワイヤーの長さ）を考慮し、適度な距離を保ちながら作業を進めるこ。

(3) アニマルウェルフェア（動物福祉）

野生鳥獣は対象としていないものの、動物の愛護及び管理に関する法律では、「動物を殺さなければならぬ場合には、できるかぎりその動物に苦痛を与えない方法でしなければならない（第40条1項）」とされており、また、内閣府の動物の殺処分に関する指針では、「殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること」とされている。米獣医学会の安楽殺ガイドラインをはじめとする動物の安楽殺に係る資料においても、「動物が死に至るまでに受ける苦痛を最小限にすること」を基本としている。

くくりわなでエゾシカを捕獲する場合は、捕獲された瞬間から意識が消失するまで苦痛が続くため、見回りをこまめに行い、捕獲から止めさしまでの時間を可能な限り短くすること、素早く保定すること、速やかに意識消失させることなどアニマルウェルフェアに配慮することが、社会的にも実施者の精神的負担の軽減のためにも重要である。

(4) 錯誤捕獲

意図せず目的の鳥獣以外の鳥獣を捕獲してしまうことを錯誤捕獲という。北海道でくくりわな

を用いてエゾシカを捕獲する場合、ヒグマや希少な大型鳥類等を錯誤捕獲する可能性があるため、それらの行動時期や行動域を考慮してわなをかける必要がある。特にヒグマについては、捕獲予定地においてその生息痕跡（足跡、糞等）がある場合は、くくりわなの使用をやめること。わな設置後に周辺でヒグマの出没が確認された場合には、すみやかに立ち去り、場合によっては関係機関へ連絡すること。

また、1日1回以上見回りができる体制や、設置後に周辺でヒグマの出没が確認された場合に、すみやかにわなを撤去する体制整備を行うことも必要である。

3 見回り

くくりわなによる捕獲を行う場合、鳥獣の保護及び管理を図るために事業を実施するための基本的な指針等では、1日1回以上見回りを行うこととされているが、可能な限りこまめに確認を行うことが望ましい。その際、見回りの効率化・省力化を図るため、遠隔監視や捕獲通知等の機能を備えたICT機器を活用することも有効である（ただし、導入しようとするICT機器が、周囲の状況を確認できるもので、かつ誤認捕獲があったときにすぐに対応できる体制を整える必要がある。）。

なお、見回りを行う際には、捕獲個体の周辺にヒグマがいる可能性を考慮し、音を出しながら歩く、薄暗いときには行動しない、痕跡等の情報収集を行うなど十分に周囲の環境に注意すること。

参考

○ヒグマの誘引

くくりわなで捕獲された個体にヒグマが誘引される危険性があり、道内でもそうした事例が確認されている。

事故防止のため、わなに近づく前に、必ず周囲の状況を確認し、ヒグマの痕跡が確認された場合には、その場を離れ、場合によっては関係機関へ連絡すること。



ヒグマによる食害例（NPO法人 南知床・ヒグマ情報センター提供）

○見回りの際に注意すること

周囲の環境

- ヒグマの痕跡（獣道、足跡、食痕、糞等）はないか
- エゾシカの痕跡（獣道、足跡、食痕、糞等）はないか
- 注意看板や表示が倒れたり、劣化していないか

くくりわなの状態

- エゾシカがわなにかかっているか
 - ※ 足首ではなく蹄にかかっている場合は、わなが外れる恐れがあるため注意すること
 - ※ エゾシカ以外の鳥獣がかかっている場合は直ちに放獣するか関係機関へ連絡すること
- わなに不具合はないか
 - ※ 誤作動したわなについては、原因を究明し、わなの設置方法を見直すこと

4 保定

保定とは、人間が鳥獣の動きを制限し、支配下に置くことをいい、安全に止めさしを行うためには鳥獣が暴れた際に作業員が負傷することのないよう、確実に保定することが不可欠となる。

4-1 装備 (図3)

- ロープ又はスネア 手袋 ヘルメット

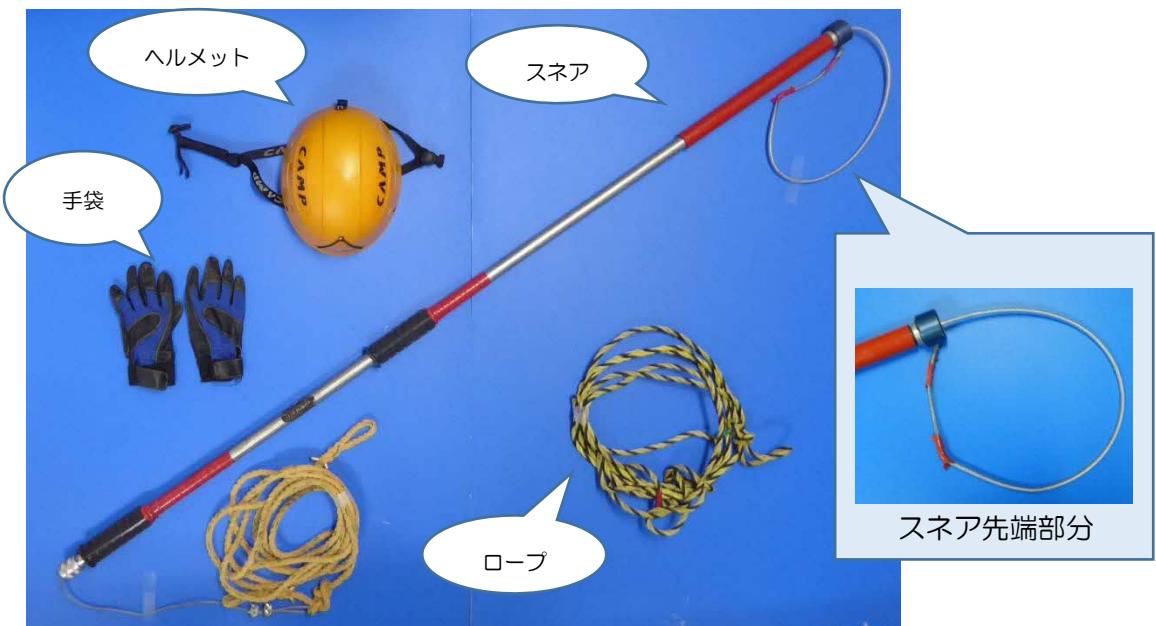


図3 保定に必要な装備

4-2 手順 (図4)

エゾシカをくくりわなで捕獲した際の保定は、首か角、またはわながかかっている足と対角の足を固定する方法が一般的である。

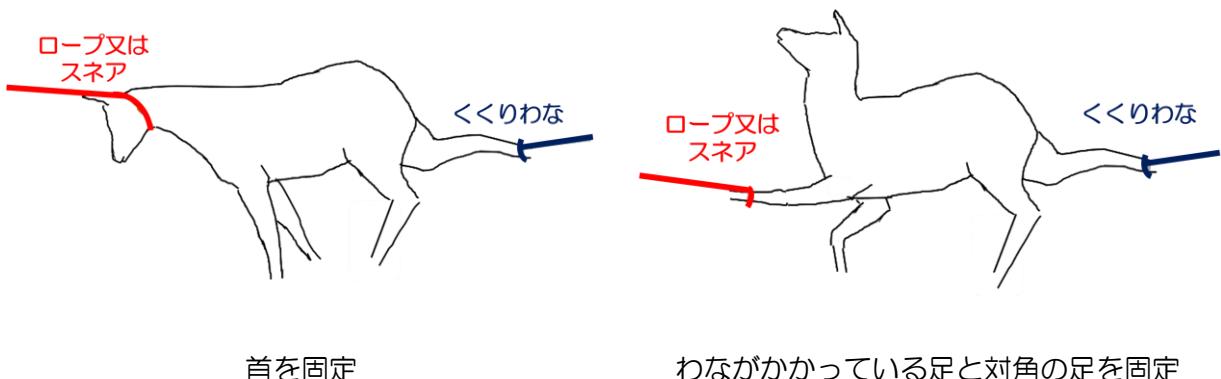


図4 保定作業

① 捕獲状況の確認（図5）

次の事項を確認する

- 捕獲個体に大きな傷がないか
 - ※ 捕食されていると近辺にヒグマがいる可能性あり
- わなは蹄ではなくしっかりと足にかかっているか
 - ※ 蹄だとわなが外れる可能性あり
- ワイヤーが切れているなどわなに損傷はないか
 - ※ わなが外れる可能性あり



図5 足に掛かったわな

② 捕獲個体への接近（図6）



捕獲個体が暴れた際の可動域（ワイヤーの長さ）を考慮して近づくこと。また、捕獲個体が斜面にいる場合は、必ず捕獲個体が登りにくい斜面の上から近づくこと。



図6 接近の様子

③ ロープ（又はスネア）をかける（図7）

首か角、またはわなにかかっている足と対角になる足にロープ（またはスネア）をかける。



図7 スネアのかけ方

④ ロープを周辺の木などに縛り付ける（図8）



エゾシカが暴れることにより、木が折れたり、根こそぎ抜けたりしないよう、枯死していないことを確認し、十分な太さのある木を選ぶ



図8 ロープのくくり方

5 止めさし

止めさしとは、わなで捕獲された野生鳥獣のとどめを刺すことをいう(同義:止め刺し、止め射し)。本ガイドラインでは、銃以外の方法での止めさしについてまとめる。

5-1. ナイフによる止めさし

ナイフによる止めさしは、捕獲個体を確実に保定した後、棒などで頭部（後頭部）を殴打し失神させ、ナイフで頸動脈や心臓付近の血管等をナイフで刺して失血死させる方法。失血死に至るまで苦痛を伴い、暴れることが多いため、確実に失神させてから行うことが重要である。

他の止めさし手法に比べ、装備が少なく、持ち運びが容易で、良質の鹿肉を得やすいなどの利点があるが、多量の出血を伴うため、実施場所や時間帯、地域住民等に対する配慮、作業終了後の周辺環境の原状回復が必要である。

(1) 装備

- 棒など（十分な長さと強度のあるもの）
- ナイフ（十分な長さと厚みのあるもの）



図9 ナイフ（参考例）

参考

銃砲刀剣類所持等取締法第22条では、刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物については、「何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、これを携帯してはならない。」と定められているが、鳥獣の捕獲に使用するため携帯する場合は正当な理由になる。

(2) 手順

① 保定状況の確認（図 10）

- 捕獲個体が確実に保定されているか



捕獲個体が暴れたり、ヒグマが誘引される可能性を考慮し、周囲の状況に注意し、止めさしを行う作業員以外は不用意に近づかないこと。
また、刃先を人に向けないこと。



図 10 保定の様子

② 捕獲個体への接近（図 11）



- 確実に保定されていることを確認してから近づくこと
- 止めさしを行う作業員以外は不用意に近づかないこと



図 11 接近の様子

③ 頭部殴打等により失神させる（図 12）

棒などで後頭部を強打し、確実に失神させる

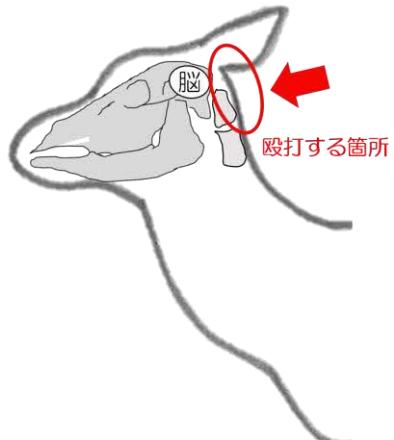


図 12 殴打する箇所

④ ナイフで放血（図 13）

図 13 に示す a 又は b の箇所をナイフで刺し放血する

- a. 頸動脈（側面から切る）
- b. 心臓又は心臓近辺の血管（正面から刺す）

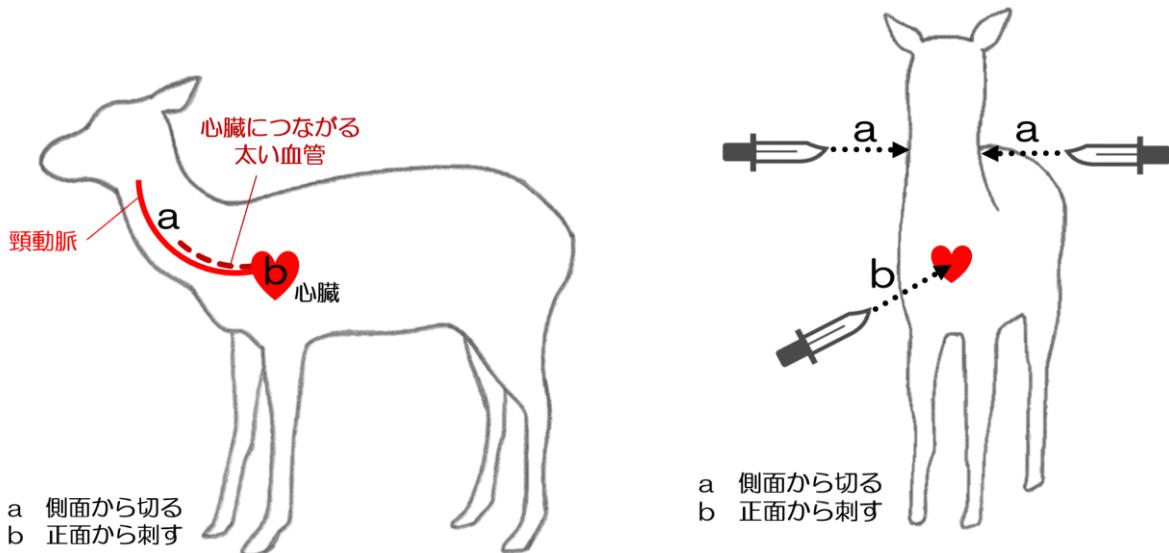


図 13 ナイフを刺す箇所（左：側面からみた図、右：正面からみた図）

⑤ 捕獲個体の死亡確認（図 14）

次の事項を確認する

- 瞳孔が散大しているか
 - ※ 瞳に光を当てるとわかりやすい
- 刺激に対する反応はないか
 - ① 保定したまま体をゆする
 - ② 感覚の鋭い箇所を刺激
(まぶた、耳、鼻、蹄の間など)



図 14 瞳孔の確認（左：瞳孔散大、右：通常（表面が反射し、黒く見える））

⑥ 原状回復

周辺の土砂や落ち葉、雪を利用して原状回復をする

5-2 電気による止めさし

電気による止めさしは、電極針を捕獲個体に刺して心臓に電気を流し、心臓の動きを止める方法。電気止めさし器は、持ち運びが簡易であり、ナイフによる止めさしと異なり捕獲個体の出血を伴わない。また、確実に保定されていれば短時間で動物を絶命させることができるため、作業員の精神的負担が比較的少ない止めさし手法である。

参考

電気止めさし器は、平成31年3月現在、電気用品安全法の適用対象外で法的規制はない。

ただし、扱い方によっては死傷事故を引き起こす場合もあるため、市販の機器は取扱説明書を遵守するなど、安全対策には十分配慮する必要がある。

(1) 装備

- 電気止めさし器
- ゴム手袋（電気絶縁用（低圧ゴム手袋）または電気用ゴム手袋）
- ゴム長靴

電気止めさし器は、基本的に電極針、電気止めさし棒（持ち手）、電源ユニットから構成される。一般に電極針は1本（箱わな用）と、2本の2種類がある。後者は、さらに、電極針が2又になっているものと持ち手が2本に分かれているもの（図15）がある。また、スイッチが分離型や一体型であるなど、機器によって仕様が異なることから、目的や作業人数等にあったものを購入する必要がある。

なお、使用にあたっては、各製品の取扱説明書の指示を遵守し、機器の仕様や特徴を捕獲作業員全員が理解するとともに、感電事故等が生じたときの体制（複数人で作業を行うなど）を整えておくこと。

また、使用前に、電気止めさし器に不具合はないか、バッテリーは十分に充電されているかなど、機器の点検を行うこと。

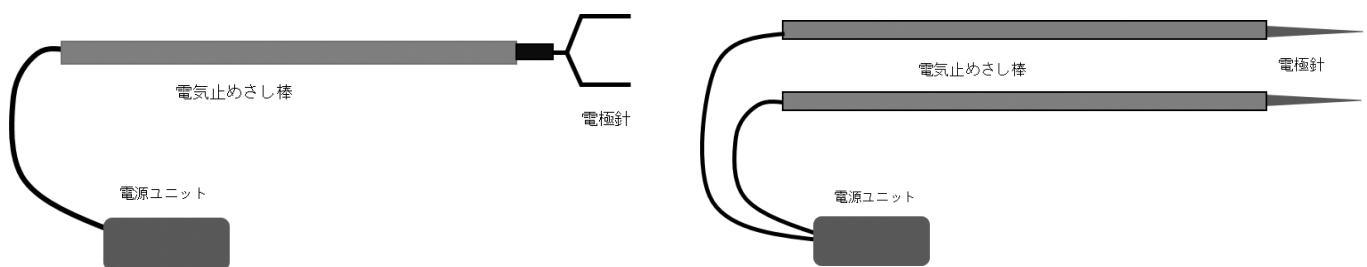


図15 電気止めさし器（左：電極針が二又のタイプ、右：電極針が二本のタイプ）

作業時の服装は、肌に電導部が接触することによる感電を防ぐため、肌が露出しないよう、長袖（腕まくりをしない）、長ズボンを着用し、足下も絶縁性のあるゴム長靴の着用が必要である。

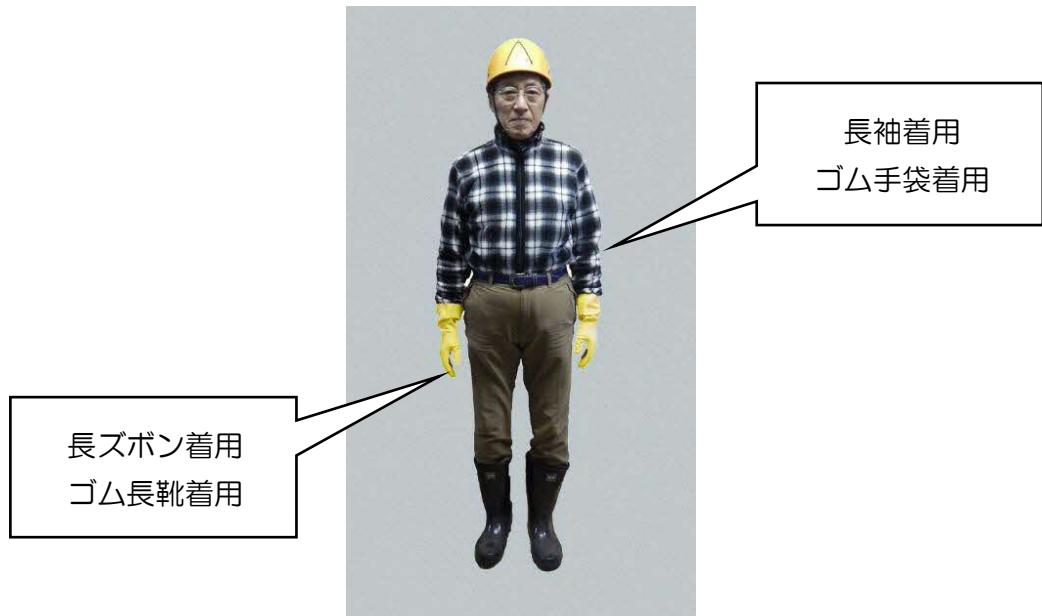


図 16 作業時の服装（例）

参考

ゴム手袋は、電気止めさし器と作業員の間に絶縁部をつくるため、耐電性（JIS 規格に適合）のあるものを使用すること。着用前に損傷の有無を確認し、また、作業中の損傷を防ぐため、わなの設置や保定等の作業に使う手袋とは区別すること。



左：絶縁用保護具・防具類の耐電圧試験方法準拠の手袋 右：手袋を捲いて空気をため込み損傷を確認する方法

(2) 手順

次に示す電気止めさしの手順は、前項の保定が確実になされていることを前提に、例として記載するものである。

なお、次に示す手順の中で使用する電気止めさし器は、電極針が二又（図 15 の左）で、スイッチが分離型のものである。実際の使用にあたっては、使用する機器の取扱説明書によること。

① 保定状況の確認及び電気止めさしの用意（図 17）

- 捕獲個体が確実に保定されているか
- 電気止めさし器に不具合はないか
- （電源ユニットとの接続は止めさしの直前に行うこと）



- 捕獲個体から目を離さないこと
- 電極針を人に向けないこと
- 十分に充電したバッテリーを使用すること
- 電気止めさし器に不具合がある場合や降雨・降雪時は、止めさし手法の変更を検討すること



図 17 保定状況の確認

② 捕獲個体への接近（図 18）



- 確実に保定されていることを確認してから近づくこと
- 止めさしを行う作業員以外は不用意に近づかないこと
- 保定しているスネアなどに電気が流れる可能性があるため、スネアのワイヤーなど金属部分に触れないこと



図 18 接近時の様子

③ 電気ユニットに接続する



- 感電事故防止のため、電源ユニットへの接続は、止めさしの直前に行うこと

④ 電気止めさし器の電源をいれ、電極針を捕獲個体に刺す（図 19）

電源をいれた状態で、心臓を挟むようにして電極針を刺し、約 30 秒間通電×2 回を行う。



通電する際には、捕獲個体の身体が跳ね上がる（四肢硬直を伴う）場合があるので、背中側から電極針を刺すなど、十分に注意すること



図 19 電極針を刺す

⑤ 電源を切り、電極針を抜き、電源ユニットを外す

⑥ 捕獲個体の死亡確認（P.10 図 14 参照）

次の事項を確認する

- 瞳孔が散大しているか
※ 瞳に光を当てるとわかりやすい
- 刺激に対する反応はないか
 - ① 保定したまま体をゆする
 - ② 感覚の鋭い箇所を刺激
(まぶた、耳、鼻、蹄の間など)

⑦ 原状回復及び電気止めさし器の片付け



電気止めさし終了後、清潔に保つためアルコールで電極針を消毒すること。また、感電事故防止のため、バッテリーを外し、電極針にカバーをかけること。濡れている場合は、さびつき防止のため、水気を拭き取ってからしまうこと。

【電気止めさしに関する留意事項】

○運搬

- 電極にカバーをすること
- 人に電極針を向けないこと

○使用

- 水を介して感電するため、川の中、水たまり、降雨・降雪時は使用しないこと
- 積雪時には電気止めさしの持ち手や電源ユニット、作業員の身体が濡れないように注意すること
- 通電の瞬間に、捕獲個体の身体が跳ね上がる（四肢硬直）場合があるため、電極を刺す際には背中側から近づくこと

○保管

- バッテリーが簡易に取り外せる場合は、外した状態で保管すること
- 清潔に保つため、使用後はアルコールで電極を消毒すること
- さびつかないよう水気を拭き取ってからしまうこと
- 悪用目的で持ち出されないよう安全な場所に保管すること

参考

○平成30年度エゾシカわな捕獲技術等向上事業結果

- ・通電30秒後に瞳孔が散大
- ・確実に心肺停止させるため、30秒の通電を1分あけて2回行った
- ・心臓に電気が流れるように電極針が心臓を挟むように刺した（図18）
- ・すべての個体を、止めさし後に食肉処理施設へ搬入し、ペットフードとして活用。

個体番号	1	2	3	4	5
性別	メス	メス	メス	オス	メス
体重	45	65	72	90	45
齢	0	3<	3<	3<	0
保定方法	ロープで首を固定	ロープで首を固定	スネアで首を固定	スネアで角を固定	スネアで首を固定
瞳孔散大までの通電時間（秒）	27	30	30	36	30

参考

○電気の特性

- ・金属だけでなく、人(動物)の身体にも電気は流れる
- ・水も電気を流すので、降雨時の作業の際は感電する恐れがある
- ・感電を防ぐには、ゴム等の絶縁体で被覆する必要がある
- ・電気止めさし器は電圧が高いため、感電すると致死の危険がある（人体に 50mA 以上の電流が流れるとき危険）
- ・バッテリーにゴミなどが付着した状態で放置すると発火の恐れがある



要注意！

○感電事故発生時の対応

- ・直ちに次の作業を行うこと。
 - ① ゴム手袋をはめてスイッチを切る
 - ② ゴム手袋をはめてバッテリーを外す
- ・感電した人に触れると感電するため触れないこと
- ・感電した人を殴ったり、蹴り飛ばしたりする方法も一部では有効とされているが、感電した人の怪我を大きくするだけでなく、電気止めさしのように固定されていない電源の場合、電極針が意図しないところに飛び可能性があるなど、大変危険であるため、絶対にやめること。

6. 有効活用

管理計画（第5期）では、エゾシカの資源価値を最大限に活用することとしており、くくりわなで捕獲した個体についても可能な限り有効活用し、できないものについては、廃棄物処理施設へ持ち込むなど適切に処分すること。

なお、エゾシカを食肉として流通させるためには、食品衛生法に基づく営業許可を受けた食肉処理施設における解体処理が必要である。また、品質保持のためには、捕獲後、速やかに食肉処理施設へ搬入する必要がある。道内には、現在、約 100 の食肉処理施設があるが、地域により偏りがあり、捕獲場所の近隣に処理施設がない場合や速やかな搬送ができない場合は、有効活用が困難となっている。有効活用を目的とする場合は、予め、捕獲場所の近隣に処理施設があるかを確認し、ある場合は処理施設へ事前に連絡し、搬入の可否や受入要件を聞いてから搬入する必要がある。

参考資料

- ・特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成27年度），平成28年3月，環境省
- ・野生鳥獣被害防止マニュアル－イノシシ、シカ、サル、カラス（捕獲編），平成26年3月，農林水産省
- ・平成26年度鳥獣被害対策基盤支援事業（対策手法確立調査・実証事業）報告書，平成27年3月，（特非）EnVision環境保全事務所
- ・エゾシカ衛生処理マニュアル，平成27年4月改訂，北海道
- ・森林管理者のためのエゾシカ捕獲の手引き，平成29年1月，（地独）北海道立総合研究機構環境科学研究所センター，林業試験場，酪農学園大学
- ・狩猟読本，平成29年4月，一般社団法人 北海道猟友会
- ・エゾシカの被害と対策～農林業被害対策編～，平成27年2月，（一社）北海道開発技術センター，（一社）エゾシカ協会，監修 近藤誠司
- ・静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター シカ捕獲ハンドブック くくりわな編
- ・千葉県 イノシシ・ニホンジカわな捕獲マニュアル
- ・岡山県 イノシシ・シカ捕獲マニュアル
- ・高知県 わな猟シカ捕獲マニュアル-これであなたもわな名人
- ・香川県 香川県イノシシ保定技術プログラム ver.1
- ・AVMA Guidelines for the Euthanasia of Animals: 2013 Edition. (2013) 米獣医学会
- ・AVMA Guidelines for the Humane Slaughter of Animals: 2016 Edition. (2016) 米獣医学会
- ・電気的スタニング (Electrical stunning)による野生動物の殺処分について (2011) Technical Report of Wildlife Intelligence Service No.6. 小寺祐二
- ・野生動物の安楽死（安楽殺処分）。第15回日本野生動物医学会大会シンポジウム。浅野 玄

くくりわなで捕獲したエゾシカの止めさし手法に関する指針（ガイドライン）
検討に関わった専門家一覧
(50 音順)

氏名	所属等
新井 浩成	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 ものづくり支援センター 主査
亀井 利活	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 環境科学研究センター 研究主任
立木 靖之	酪農学園大学 農食環境学群 准教授
藤澤 恵央	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 工業試験場 研究職員
松浦友紀子	国立研究開発法人森林研究・整備機構 主任研究員
南野 一博	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 連携推進部 主査
若松 純一	北海道大学 北方生物圏フィールドセンター 准教授

くくりわなで捕獲したエゾシカの止めさし手法に関する指針（ガイドライン）

2019（平成 31 年）3月

発行者 北海道環境生活部環境局生物多様性保全課エゾシカ対策グループ

業務請負者 特定非営利活動法人 EnVision 環境保全事務所